

連携協定を活用した三陸観光振興プロモーション業務

業務仕様書

令和 7 年 4 月
岩 手 県

業務仕様書

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「連携協定を活用した三陸観光振興プロモーション業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 目的

株式会社ポケモン（以下「ポケモン社」という。）との連携により、三陸地域（沿岸 13 市町村）を核とした周遊・滞在型観光の促進と交流人口の拡大に向けて、いわて応援ポケモン「イシツブテ」を活用した三陸周遊スタンプラリー及び三陸宿泊キャンペーンを実施するもの。

(2) 業務名称及び数量

「連携協定を活用した三陸観光振興プロモーション業務」一式

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 20 日（金）まで

(4) 委託料の上限額

3,267,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 業務の仕様に関する事項

本業務の受託者は、本業務の目的及び以下の事項を踏まえ、いわて応援ポケモン「イシツブテ」を活用した、三陸地域（沿岸 13 市町村）を重点とした周遊・滞在型観光の促進及び交流人口の拡大を図るための効果的なスタンプラリー及び宿泊キャンペーンを企画・実施すること。

(1) 本業務の企画及び実施

ア 三陸周遊スタンプラリー

下記の要件を必須事項とし、本事業の目的が十分に達成される三陸周遊スタンプラリーを企画・実施すること。

(ア) 実施期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 11 月 30 日（日）までとすること。

(イ) 実施形態

紙媒体のスタンプラリーとすること。

(ウ) スタンプの設置

沿岸 13 市町村のポケモンマンホール設置施設等とイシツブテ公園（久慈市及び北上市）には必ず設置すること。

(エ) スタンプの製作

ポケモンマンホールを題材としたスタンプを製作すること。

(オ) スタンプ台紙の制作及び配架

- ・ 台紙兼リーフレットとし、スタンプの押印欄のほか、当該スタンプラリー及び宿泊キャンペーンの紹介等を掲載した内容とすること。
- ・ 当該台紙兼リーフレットは、20,000部制作すること。
- ・ 当該台紙兼リーフレットは、主にスタンプ設置場所に配架すること。
- ・ 配架は、原則として受託者が実施すること。

(カ) 景品の設定及び製作

- ・ いわて応援ポケモン「イシツブテ」をモチーフとしたコラボ景品を新たに2種類製作し、景品とすること。
- ・ 上記のほか、三陸地域の魅力発信につながるものを景品として用意すること。
- ・ 景品の内容及び数量については、提案をもとに県と協議の上、決定すること。

(キ) 景品の応募条件及び応募方法の設定

- ・ 景品の応募条件は、提案をもとに県と協議の上、決定すること。
- ・ 参加者が理解しやすい応募方法を設定すること。
- ・ 景品応募時に参加者へのアンケート調査を実施すること。
なお、参加者アンケートの内容は、県と協議の上、決定すること。
- ・ 景品の応募期間はスタンプラリー実施期間と同期間とすること。

(ク) 景品の抽選及び当選者への発送

- ・ 景品の抽選及び当選者への発送は、原則として受託者が行うこと。
- ・ 当選者への景品の発送は、スタンプラリー期間終了後、速やかに完了すること。

(ケ) 実施マニュアルの作成

- ・ スタンプ設置施設向けの「スタンプラリー実施マニュアル」を作成し、事前に配布して説明をすること。
- ・ スタンプ設置施設から質問等の問合せがあれば、随時対応すること

(コ) その他

当該スタンプラリーの実施にあたり準備が必要な備品や、景品等の新たに製作するものについてかかる製作費及びデザイン費、購入費、輸送費等は、委託料に含まれるものとする。

イ 三陸宿泊キャンペーンの実施

下記の要件を必須事項とし、本事業の目的が十分に達成される三陸宿泊キャンペーンを企画・実施すること。

(7) 実施期間

令和7年8月1日(金)から令和7年11月30日(日)まで

(イ) 実施内容

対象宿泊施設に宿泊したスタンプラリー参加者に、抽選で特典をプレゼントするキャンペーンとし、キャンペーンの具体的な内容については、提案をもとに県と協議の上、決定し、実施すること。

(ウ) 対象宿泊施設

当該キャンペーンに参加できる対象宿泊施設は、沿岸 13 市町村の宿泊施設とし、協力事項を提示の上、公募により決定すること。

なお、公募方法及び提示する協力事項については、県と協議の上、決定すること。

(エ) 特典の製作

- ・ (1)ア(カ)とは異なる、いわて応援ポケモン「イシツブテ」をモチーフとした特典を 1 種類製作すること。
- ・ 景品の内容及び数量については、提案をもとに県と協議の上、決定すること。

(オ) 実施マニュアルの作成

- ・ 参加宿泊施設向けの「宿泊キャンペーン実施マニュアル」を作成し、参加宿泊施設に事前に配布し、説明をすること。
- ・ 参加宿泊施設から質問等の問合せがあれば、随時対応すること。

(カ) その他

キャンペーンの実施にあたり準備が必要な備品や、景品等の新たに製作するものについてかかる製作費及びデザイン費、購入費、輸送費等は、委託料に含まれるものとする。

(2) プロモーションの実施

上記(1)について、県内外に効果的に周知するためのプロモーションを検討の上、実施すること。

ア WEB サイトの開設

(ア) 掲載内容

- ・ 本業務により実施するコンテンツ（スタンプラリー及び宿泊キャンペーン）
- ・ 関連する観光施設や宿泊施設

(イ) 開設時期

実施期間の 1 週間前から景品の発送が完了するまで

(ウ) その他

- ・ 岩手県のサブドメインを使用の上、開設すること。
- ・ デザイン費及び印刷費、輸送費等の経費は委託料に含まれること。

イ ポスターの制作

(ア) 掲載内容

本業務により実施するコンテンツ（スタンプラリー及び宿泊キャンペーン）

(イ) 規格及び制作数

- ・ B1 サイズ、片面、カラー印刷
- ・ 500 部以上

(ウ) 配架先

- ・ 当該ポスターは、スタンプ設置施設及び宿泊キャンペーン対象施設に必ず配架すること。

なお、県内外に十分周知できるよう、上記以外の配架先については、受託者にて調整すること。

- ・ 配架は、原則として受託者が実施すること。

(エ) その他

デザイン費及び印刷費、輸送費等の経費は委託料に含まれること。

ウ その他

上記(2)ア及びイのほか、県内外に十分周知ができ、集客効果の高い広報について、具体的な提案があれば、予算額の範囲内で実施することを妨げるものではないもの。

(3) 問い合わせ対応

ア 参加者からの問合せは、受託者にて対応すること。

イ 問合せの対応時間は、土曜日及び日曜日、祝休日を除く午前9時から午後5時までとする。

ウ 対応が困難な問合せ等があった場合は、県と協議の上、対応を決定すること。

エ 対応時間帯を変更する場合は、県と協議の上、決定すること。

(4) 参加者等の集計及び分析

ア 受託者は、本業務の完了後、下記の事項について、集計及び分析を行い、レポートとして提出すること。

- ・ スタンプラリー参加者の属性（年齢、性別、居住地域、参加形態等）
- ・ 各参加者のスタンプ獲得数、獲得内容
- ・ 各スタンプ設置箇所のスタンプ獲得数

イ 受託者は、スタンプラリー参加者に対して、景品応募時に参加者アンケートを実施し、その回答内容を取りまとめ、レポートとして提出すること。

(5) 秋季観光キャンペーンとの連携

ア 本業務の実施にあたっては、いわて観光キャンペーン推進協議会が令和7年9月から11月に実施する、JR東日本重点共創エリア指定に伴う「秋季観光キャンペーン」と連携した内容となるよう、調整すること。

イ 上記アの調整にあたっては、三陸鉄道とも連携した取組となるよう、対応すること。

(6) その他

ア 上記のほか、本業務の目的を達成するために効果的な企画について、予算額の範囲内で実施することを妨げるものではないもの。

なお、実施内容に要する経費は委託料に含まれること。

イ 本業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の社会情勢を勘案し、柔軟に対応すること。

ウ いわて応援ポケモン「イシツブテ」に関する素材は、県から受託者に提供したものに限り使用可能であるもの。

エ 本業務の実施にあたっては、県のほか、ポケモン社の監修が必要であることから、状況に応じてポケモン社と直接調整等を行うこと。

オ その他業務の詳細については、県と協議の上、実施すること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県と協議の上、定めること。

また、この業務において取得した備品（岩手県物品管理（昭和 42 年 3 月 28 日規則第 18 号）第 6 条に定める備品）については、業務終了後、県に帰属する。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

(7) 目的外使用等の禁止

受託者は、本業務に係るデータ等について受託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(8) 複写及び複製の禁止

受託者は、県の指示によるものを除き、本業務に係るデータ等を複写し、又は複製してはならない。

(9) 書類の保管

本業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 13 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(10) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。

4 その他の留意事項

- (1) 新型コロナウイルス等の社会情勢を勘案し、県は事業の中止又は代替措置の実施を指示することがある。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) この業務仕様書により難い事情が生じたとき、又はこの業務仕様書に疑義が生じたときは、県と協議の上、決定するものとする。